

意見募集案件	北広島市学校跡施設利活用計画について
担当課	企画財政部政策調整課 電話 011-372-3311 内 771

意見募集期間	平成 24 年 1 月 1 日(日)から平成 24 年 1 月 31 日(火)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(企画財政部政策調整課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ 広報北広島 1 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	企画財政部政策調整課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850 電子メールアドレス : seisaku@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 24 年 2 月下旬予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 平成 24 年 3 月に北広島団地地区の 4 小学校が 2 小学校に統合され、2 つの小学校施設が学校としての利用を終えることとなります。これらの跡施設については、地域住民の暮らしのよりどころとなってきた市民の貴重な財産であり、有効活用していくことが必要であるとの考えに基づき本計画をまとめたものであります。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添「北広島市学校跡施設利活用計画(案)」のとおり (3) その案の根拠となる法令の規定 特になし (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 市民共有の貴重な財産である学校跡施設を有効活用することにより、地域コミュニティの醸成や世代を超えた交流が生まれることが期待されます。
対象となる政策等 の原案	北広島市学校跡施設利活用計画(案)
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 寄せられた意見を参考に「北広島市学校跡施設利活用計画」を策定し、3月下旬に公表する予定です。